

# トライアングル

2013.10

## 【改正フロン回収・破壊法について】

本年6月12日に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。平成18年5月の前回改正から7年ぶりの改正となりますが、今後、冷凍空調機器の冷媒用途を中心にHFC排出量の急増が見込まれることや、機器使用時の漏えい等についての対策の必要性を踏まえ、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収・破壊にとどまらず、フロン類及びフロン類使用製品メーカーや業務用冷凍空調機器ユーザー等に対してフロン類使用の合理化や管理の適正化等を求めることにより、フロン類のライフサイクル全体で総合的な対策を推進するとされています。

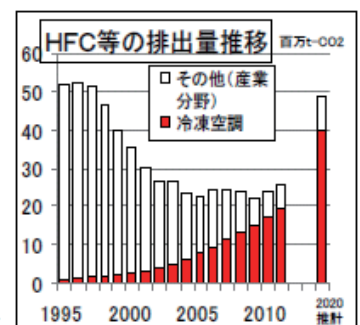
法律の名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と改められる予定です。今回の改正の概要について、以下に簡単にご紹介します。

## フロン類対策の一層の推進について（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の概要）

### フロン類対策の現状

- ・オゾン層破壊効果を持つフロン類(CFC等)は着実に削減。
- ・他方、高い温室効果を持つフロン類等(HFC等)の排出量が急増。10年後には現在の2倍以上となる見通し。
- ・現行のフロン法によるフロン廃棄時回収率は3割で推移。加えて、機器使用時の漏えいも判明。
- ・国際的にも規制強化の動き。

※GWP＝地球温暖化係数



### 対策強化後

フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策に。各段階の当事者に「判断の基準」遵守を求める等の取組を促す。

- (1) フロン類製造輸入業者  
フロン類の転換、再生利用等により、新規製造輸入量を計画的に削減
- (2) フロン類使用製品（冷凍空調機器等）製造輸入業者  
製品ごとに目標年度までにノンフロン・低GWPフロン製品へ転換
- (3) 冷凍空調機器ユーザー（流通業界等）  
定期点検によるフロン類の漏えい防止、漏えい量の年次報告・公表
- (4) その他  
登録業者による充填、許可業者による再生、再生/破壊証明書の交付等

### 1 フロン類の製造・輸入業者

温室効果のより低いフロン類の製造や、回収・再生への貢献等フロン類の使用の合理化のための取り組むべき措置について、国が「判断の基準」を定め、取り組みを促進

### 2 フロン類使用製品（冷凍空調機器等）の製造・輸入業者

- (1) 政令で定める指定製品について、製品のノンフロン・低GWP化について一定の目標年度において達成すべき「判断の基準」等を国が定め、取り組みを促進
- (2) 「判断の基準」は、代替物質の安全性、経済性等についても考慮して設定

### 3 業務用冷凍空調機器のユーザー（管理者）

- (1) フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障等の迅速な修理等を内容とする、機器の使用に際する「判断の基準」を定め、取り組みを促進

(2) 1年間の冷媒充填量の記録から相当程度多量の漏えいがあったと認められる業務用冷凍空調機器の管理者に、国への漏えい量等の報告を義務づけ、国がその集計結果を公表する制度を導入

#### 4 フロン類の充填・回収業者

(1) 業務用冷凍空調機器について冷媒フロン類の充填及び回収を業として行う場合には、「第1種フロン類充填回収業」として都道府県知事の登録を受けることを義務づけ

(2) 冷凍空調機器の整備者に対して、冷媒フロン類の充填・回収が必要な場合には、登録を受けた第1種フロン類充填回収業者に行わせることを義務づけ

(3) 冷媒充填・回収に際して、第1種フロン類充填回収業者に対して、充填・回収証明書を管理者に交付させるとともに、充填時に漏えいを防止すること、充填前に過剰な漏えいをもたらす整備不良の状態にないか確認すること等の基準（今後、主務省令で定められる予定）の遵守を義務づけ

(4) 従前から第1種フロン類回収業者として都道府県知事の登録を受けている事業者が冷媒フロン類の充填を行う場合には、技術基準の遵守は新たに必要となるが、改めて登録手続きは不要（経過措置、更新時に改めて登録）

#### 5 フロン類の再生業者

業務用冷凍空調機器から回収されたフロン類の再生を業として行う場合には、充填回収業者の行う簡易な再生を除いて国の許可制を導入

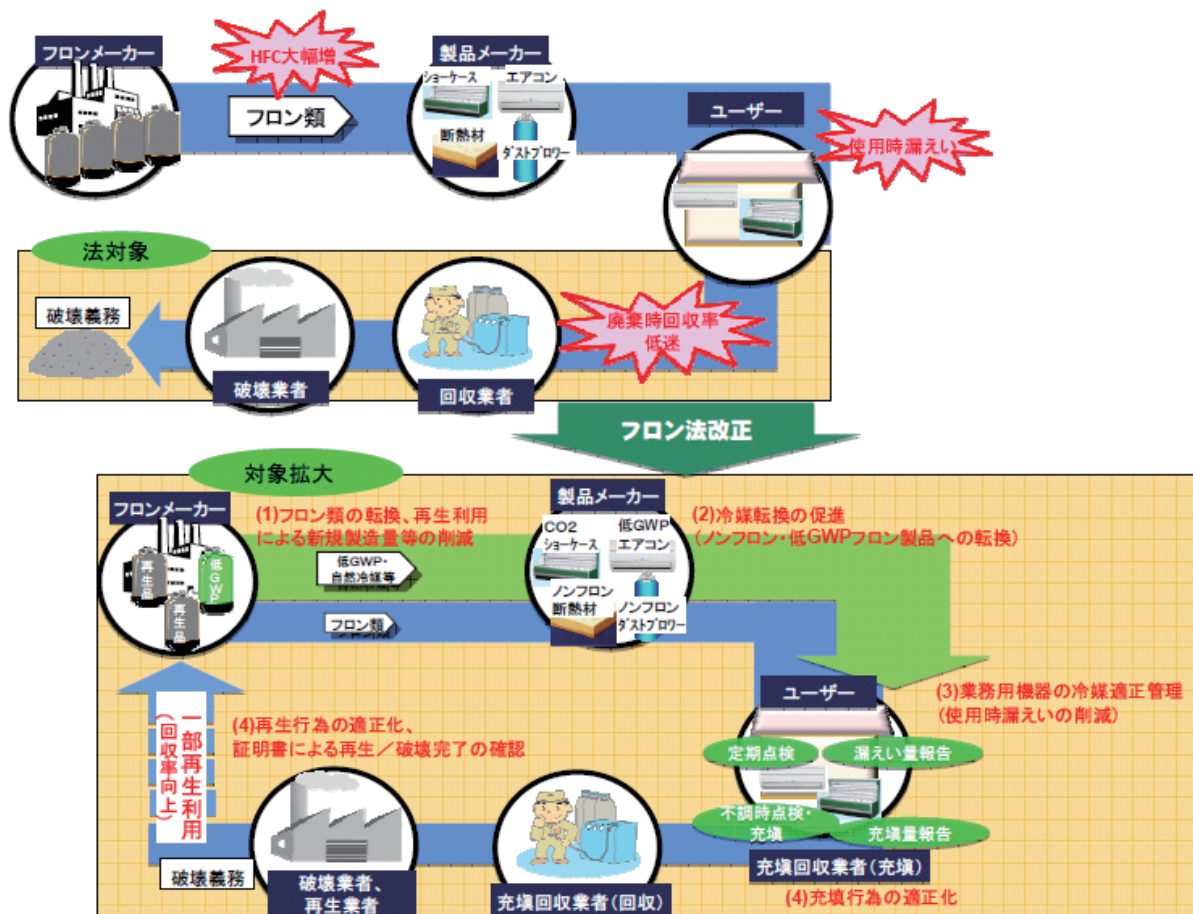
#### 6 その他

(1) フロン類の再生や破壊を行った際には再生業者、破壊業者から充填回収業者への証明書の交付と、充填回収業者から整備を発注した管理者等への回付を義務づけ

(2) 管理者の利便性向上のため、冷媒充填量を電子的に報告するための情報処理センターを設置

これらの制度は、法律の公布後2年を超えない範囲で政令で定める日に施行されます。本年6月に本協議会総会に併せて開催した記念講演（テーマ：「フロン類対策の一層の推進について」）で、講師の経済産業省オゾン層保護等推進室の課長補佐からは、「平成27年4月1日の施行を予定している」旨の発言がありました。それまでに、「判断の基準」や技術基準等の詳細が決定されることになります。

現行フロン法では、特定機器の使用済フロン類の回収・破壊のみが制度の対象。



## 【兵庫県の平成 24 年度業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果（速報値）】

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（「フロン回収・破壊法」）に基づく、第一種フロン類回収業者からの回収量等に関する報告書を集計した結果、兵庫県分の集計結果（速報値）は次のとおりとなりました。

### 【回収量及び回収台数について】

平成 24 年度に回収されたフロン類の量は 187,699kg（対前年度比 33,063kg 増）、回収された業務用冷凍空調機器の台数は、129,814 台（49,137 台増）となっており、平成 14 年度の集計開始以来、回収量、回収台数ともに、最も多くなっています。

### 兵庫県下における第一種フロン回収量(kg)・回収台数(台)の推移

|             | H14    | H15    | H16    | H17     | H18    | H19     | H20     | H21     | H22     | H23     | H24     |
|-------------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 回収量<br>(kg) | 78,668 | 83,810 | 87,057 | 102,673 | 99,898 | 143,882 | 165,679 | 143,827 | 160,361 | 154,636 | 187,699 |
| 台 数<br>(台)  | 48,683 | 62,346 | 70,436 | 79,941  | 67,770 | 82,338  | 92,225  | 86,706  | 80,825  | 80,677  | 129,814 |

廃棄時・整備時別にみると、廃棄時は、回収量及び回収台数は前年度と比べて大幅に増加（回収量：31.8%増、台数：68.2%増）しています。一方で、整備時は、回収量及び回収台数は前年度と比べて微増（回収量：2.6%増、台数：4.4%増）となっています。（図 1）

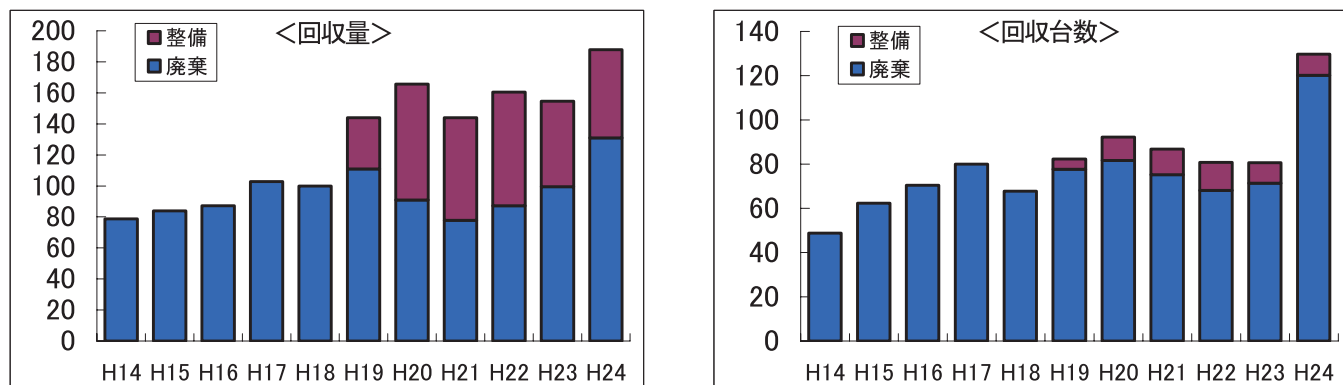


図 1 兵庫県下における第一種フロン回収量及び台数の推移（単位 t・千台）

冷媒の種類別の回収量では、CFCが前年から減少（約 34%減）しています。HCFCは、前年度から増加（約 14%増）、HFCは大幅に増加（約 54%増）しています。（図 2）

一方、回収台数についてみると、CFC及びHCFCは、前年度を下回っているのに対し、HFCは、倍増しています。（図 3）

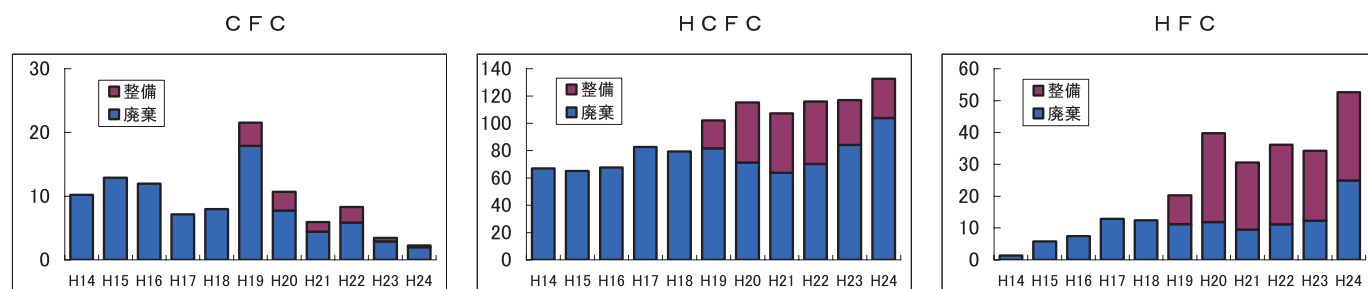


図 2 兵庫県下における第一種フロン回収量の推移<冷媒の種類別>（単位 t）

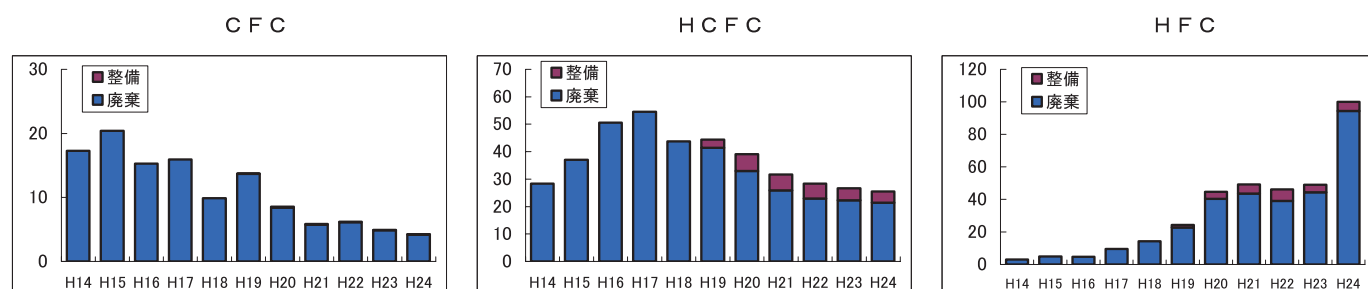


図 3 兵庫県下における第一種フロン回収台数の推移<冷媒の種類別>（単位 千台）



## 【兵庫県フロン回収・処理推進協議会の取り組みについて】

本協議会の取り組みの一部について、ご紹介します。

### 1 主体別啓発用パンフレット「フロンを回収しよう！」の作成・配布

主体別（①業務用冷凍空調機器ユーザー、②家庭（家庭用エアコン・冷蔵庫ユーザー）、③自動車保有者（カーエアコンユーザー））にフロン回収の仕組みや処理費用の負担について、説明したパンフレットを作成しています。

顧客への配布や社内研修、各種イベントでの普及啓発など、積極的にご活用ください。



<業務用冷凍空調機器>



<家庭用エアコン・冷蔵庫>



<カーエアコン>

### 2 第1種フロン類（業務用冷凍空調機器）回収・処理技術講習会の開催

本協議会会員を対象とした技術講習会を県下3会場で開催します。

今年度は、例年実施しているメニューに加えて、①機器使用時のフロン漏えい点検講習、②実機による技術講習を実施します。また、本年6月12日に公布された改正フロン回収破壊法の概要についても改めてご説明する予定としています。ぜひ、ご参加ください（参加申込みは、事務局までお願いします）。

#### (1) 開催日時及び会場

##### ① 神戸地域

日時：平成25年11月1日（金）13:30～17:00 会場：三宮国際ビル（神戸市中央区）

##### ② 姫路地域

日時：平成25年12月17日（火）13:30～17:00 会場：県立姫路労働会館（姫路市）

##### ③ 阪神地域

日時：平成26年2月13日（木）13:30～17:00 会場：尼崎リサーチインキュベーションセンター（尼崎市）

#### (2) 講習内容

- ① フロン回収・破壊法と改正概要について
- ② フロン回収・処理技術について
- ③ フロン漏えい点検について
- ④ 実機による技術講習（回収処理・漏えい点検）
- ⑤ 最新の回収機器・漏えい点検機器の展示・紹介 等



## トライアングル 第52号

～県民・事業者・行政が一体となって～

発行：兵庫県フロン回収・処理推進協議会

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁水大気課内）

TEL. 078-362-3285 / FAX. 078-362-3966 URL. <http://www.hardoc.org>

